

大雨に伴う水害・土砂災害等への対応について

生徒の居住地や学校の所在地に発令されている防災気象情報等をもとに、生徒が自ら安全を守るための行動指針等を下記のとおりとします。

記

1 大雨などによる災害が想定される場合の登校と自宅待機等との判断基準

(1)登校日の午前6時の時点で、居住地域に対して、洪水警報、大雨警報等の「警戒レベル3相当」の情報が発表されており、かつ公共交通機関(JR、西鉄電車、バス等)が運行見合せとなっている場合

⇒生徒は自宅待機とする。(最新の防災気象情報により安全を確保)

→その後、警報等が解除され公共交通機関が運行を再開した場合には、各自が安全に十分留意して登校すること。

→一方、午前11時の時点でも警報等が解除されず、かつ公共交通機関が運行を見合せている場合には、休校とする。

(2)警戒レベル4以上の避難情報が発表され、安全確保を優先する事態の場合

ア 居住地域に対して、氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等の「警戒レベル4相当」の情報が発表された場合(「全員避難」の避難指示が発令)

⇒速やかに避難先へ避難する。危険度を見て、より安全な場所へ移動する。

イ 氾濫発生情報、大雨特別警報(洪水・土砂災害)等の「警戒レベル5相当」の情報が発表された場合(すでに、災害が発生している状況)

⇒命を守るための最善の行動をとる。

(家族や地域の方など、周囲に声を掛け合って、安全確実な避難を)

2 台風接近に伴う対応

原則として、前日(休日を挟む場合には、その前の日)に生徒に対しては直接、また保護者等に対しては学校配信メール及び学校 HP にて、休校等の措置を連絡しますが、以下その指針をお示しします。

・朝課外は原則として中止。

・午前6時の時点で大牟田市が暴風域(予報円で示される風速 25m/s の区域)内に入っている場合、生徒は自宅待機とする。

・その後、午前11時の時点で大牟田市が暴風域から外れている場合は、安全を確保して登校すること。(出席確認13時15分)

・一方、午前11時の時点でも大牟田市が暴風域に入っている場合は休校とする。

3 教育活動中における災害への対応

(1)局所的大雨(ゲリラ豪雨)の発生が予測される場合

公共交通機関や道路等の安全を確認した上で、生徒を早めに下校させ、学校配信メール及び学校 HP にて連絡します。ただし、公共交通機関や道路等の安全が確認できない場合は、学校にて待機させます。なお、本校は大牟田市の避難所として指定されているため、非常時のための食糧、用具が備蓄されています。

(2)地震災害等事前に予測することが困難である災害が発生した場合

本校が避難所に指定されていることもあり、公共交通機関や道路等の安全が確保されるまで、生徒を学校で待機させます。また、公共交通機関や道路等の安全を確認した上で下校させる場合には、学校配信メール及び学校 HP にて連絡します。